

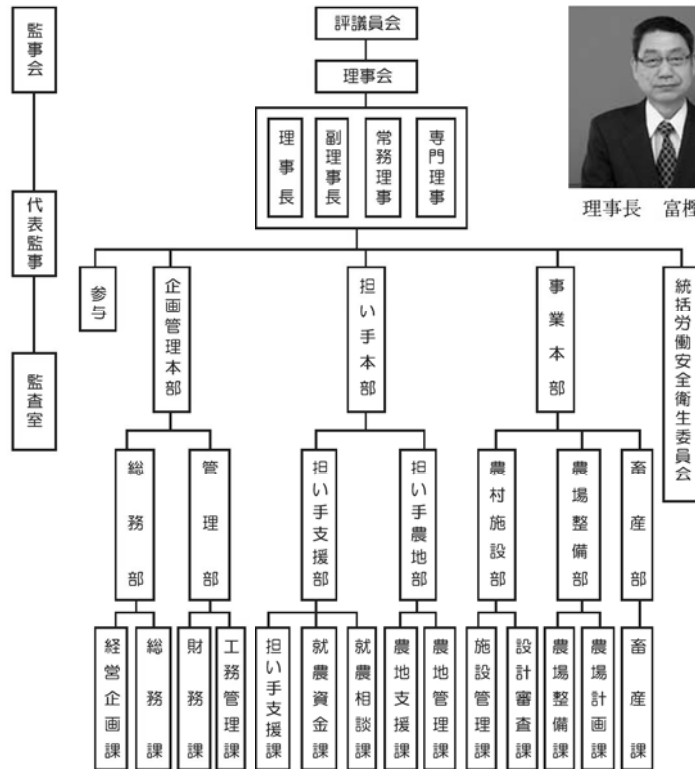
会
員
紹
介

「五つの柱で支援する」

公益財団法人 北海道農業公社



理事長 富樫秀文



1. はじめに

北海道農業公社（以下「公社」）は一九七〇年六月、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団により「財団法人 北海道農業開発公社」として設立されました。

二〇〇九年四月には社団法人北海道農業担い手育成センター（一九九五年九月設立）と合併、二〇一二年四月、「公益財団法人北海道農業公社」に改称して現在に至ります。

二〇一二年四月現在、評議員十一名、理事十一名、監事二名、職員二六六名を数え、施設としては本所、九箇所の支所、牧場一箇所を保有しています。

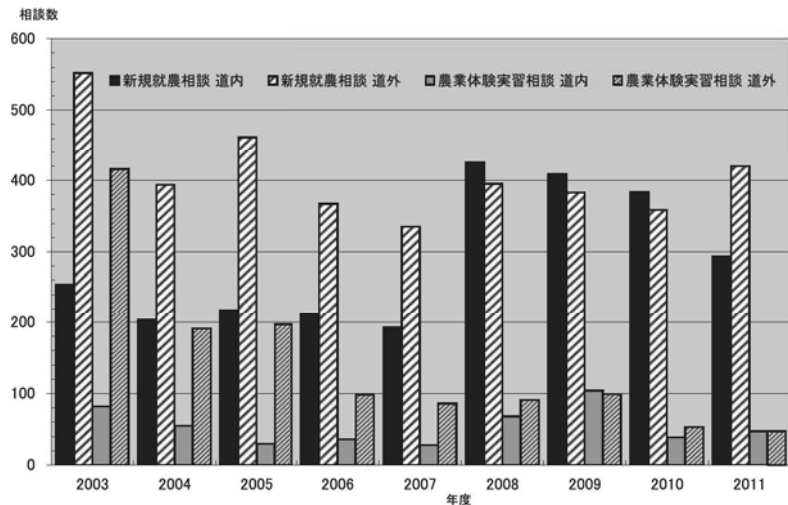
公社の業務は、国や北海道の農業施策に沿い、新たな農業・農村づくりを目指す地域の取り組みを支援することを目的としており、新規就農等を促進する「農業担い手育成確保事業」、担い手による土地利用を促進する「農地流動化事業」、飼料生産基盤の整備・改良や牧場施設の整備等を行う「農村施設整備事業」、新たに開発した作業機や工程短縮工法により土地改良基盤整備を行う「農用地開発整備事業」、乳・肉用牛の貸付と受精卵移植技術（ET技術）を活用して優良牛を供給する「畜産振興事業」の五つがその大きな柱です。

2. 公社の各事業

1) 農業担い手育成確保事業

(1) 就農相談及び就農体験研修事業

農業外からの新規参入・Uターンなどの新規就農希望者や農業体験実習希望者らの相談に応じ、各市町村の地域担い手育成センターと連携しながら、研修先・実習先の地域の受入情報提供や紹



担い手育成確保事業 相談状況の推移(2003-2011年)

介を行い、就農までのプロセスや就農にあたって必要な技術・知識の習得などに関するアドバイスを実施しています。

その一環として、昨年に引き続き今年七月（大阪）、十月（東京）、十一月（札幌）には全国新規就農センターが各地で主催する「新・農業人フェア」

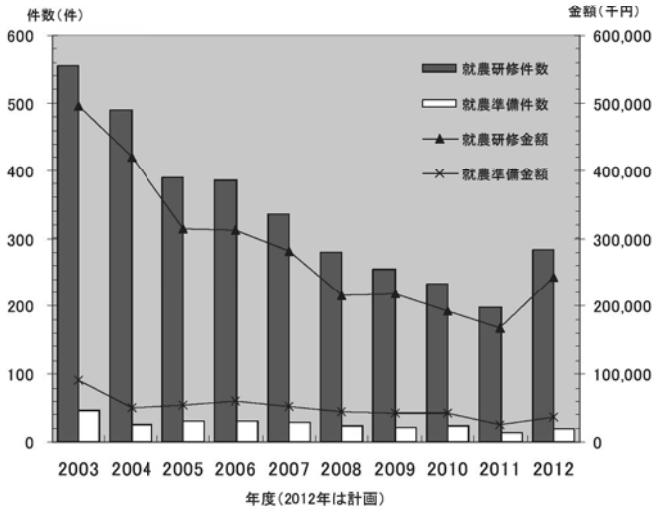
に、新規就農を志す方々、農業体験に興味がある方々、農業法人に就職したい方々を対象としたブースを出展することになっています。



昨年度「新農業人フェア」札幌会場・公社ブース模様

(2) 青年就農給付金（準備型）
 青年の就農意欲を喚起するため、
 就農前の研修期間の所得を確保する
 ための給付金を最長2年間給付しま
 す。

(3) 就農支援資金貸付事業
 新規就農を促進するため、知事の認定を受けた就農計画に沿つ
 て、農業大学校等の研修教育施設や先進農家等で研修している研
 修生に対して、研修に必要な資金及び就農の準備に必要な資金を
 無利子で貸付けています。



担い手育成確保事業 貸付金状況 (2003-2012年)

これは、一九九五年二月施行の「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づくものです。国が2/3、都道府県が1/3を支出、都道府県ごとに公益法人等が窓口となつて個々の研修生・新規就農者に貸し出すという形態であり、その窓口業務を北海道地区では公社が担っています。

(4) 研修生受入態勢強化事業
 新規就農の促進を図るため、研修生等の受入指導農家や担い手育成関係者を対象に研修会を開催するとともに、実践的な農業研修の実施に伴う受入指導農家にかかる経費に対する助成や研修生の生活基盤に対する助成、傷害保険掛金の一部助成、就農希望者の相談等にアドバイザーの設置を行っています。これらの費用は道費と公社担い手育成センターの会費とでまかなわれています。



(5) 農村青年海外派遣等事業

先進的な技術修得のため農家後継者等を海外へ研修派遣するほか、発展途上国からの農業技術研修者の受入事業の支援を行っています。

(6) 就農啓発事業

新規就農者優良農業経営者表彰事業や研修生受入環境整備支援事業、新規就農者等育成団体支援事業を行っています。

平成二三年度にはこの事業の一環として、当研究所が公社からの委託を受け、農業への新規参入者の事例集を作成しました『平

成二三年度就農啓発基金委託事業 農業経営の担い手確保と定着条件『新規参入者事例集』。これは全道の新規就農者・第三者経営継承者二四戸について、経営開始直後や経営が軌道に乗った時点等の経営段階別に詳細に聞き取り調査を行い、経営を開始して初めて実感した様々な苦労や、利用した支援策、これからに向けた各農家の経営戦略の考え等を、後に続いて農業に新規参入しようとする方々への参考資料としてまとめたものです。

この事例集は、新規就農に関する各地イベントでの公社ブースで、あるいは公社の就農相談課で直接配布しています。

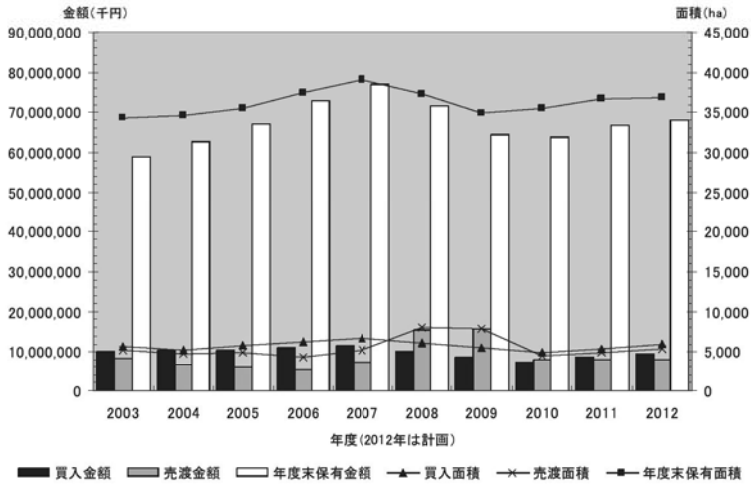
2) 農地流動化事業

(1) 農地売買等事業

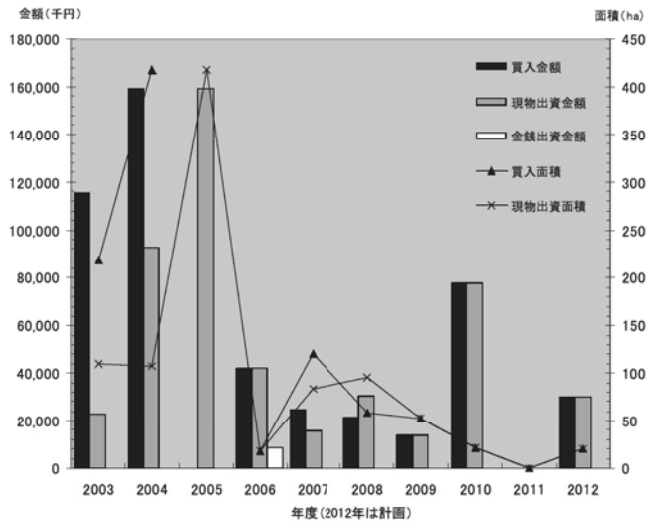
公社が農用地等を買入・借入し、一定期間（十年以内）中間保有した後、経営規模拡大や農地集団化を志向する認定農業者等へ貸し付けたり、貸し付けた後に売り渡したりしています。

(2) 農業生産法人出資育成事業

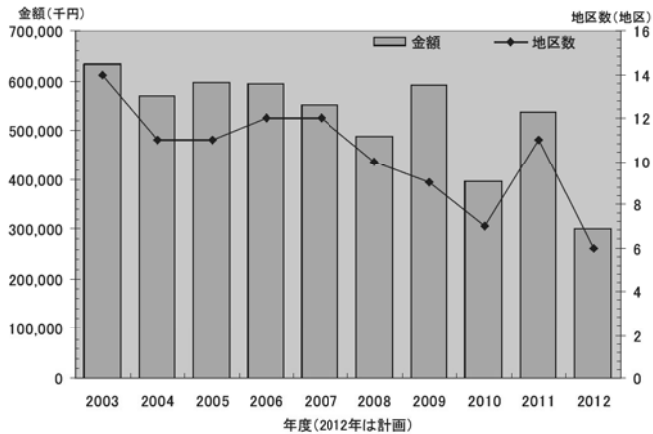
公社が買い入れた農用地等を農業生産法人に現物出資・金銭出資し、出資した持分をその法人の構成員に計画的に分割譲渡（一五年以内）しています。



農地流動化事業 売買事業 (2003-2012年)



農地流動化事業 法人出資育成事業 (2003-2012年)



農地流動化事業 公社営農場リース事業 (2003-2012年)

(3) 公社営農場リース事業

農地売買等事業で公社が取得した離農農家等の農場・施設等を整備するとともに、乳用牛を導入し、五年間貸付けた後に譲渡しています。

道内における農業新規参入でかつてほとんどを占めた酪農への新規参入では、この公社営農場リース事業と農地保有合理化事業を組み合わせて利用する事例が多くみられます。

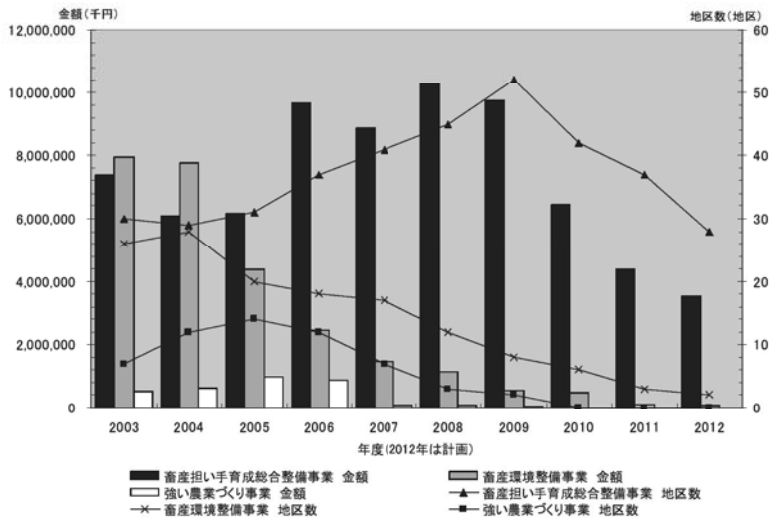
3) 農村施設整備事業

(1) 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業・水田地帯等担い手育成事業）

畜産経営の法人化・協業化、後継者への経営継承等を契機として、担い手への土地利用集積の加速的推進による規模拡大の実現や、地域内の土地資源を飼料生産基盤として有効活用を図る等の総合的な整備を行い、畜産主産地の形成・再編を促進すること、また水田地帯等における飼料基盤の管理・利用体系を確立することを目的とした事業です。

このうち基本施設整備事業では、草地整備改良、用排水施設整備等を行います。また、農業用施設整備事業では家畜保護施設整備、飼料調整貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等を行っています。このほか、農機具等導入事業も行われます。

いずれの事業においても、これら事業を利用した整備には国費と道費から補助を受けることができます。



農村施設整備事業(2003-2012年)

(2) 畜産環境整備事業

総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排泄物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するとともに、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の発展を図る事業です。

具体的には、草地等の造成整備、家畜排せつ物処理施設の整備、水質汚染防止基盤の整備等が対象となります。

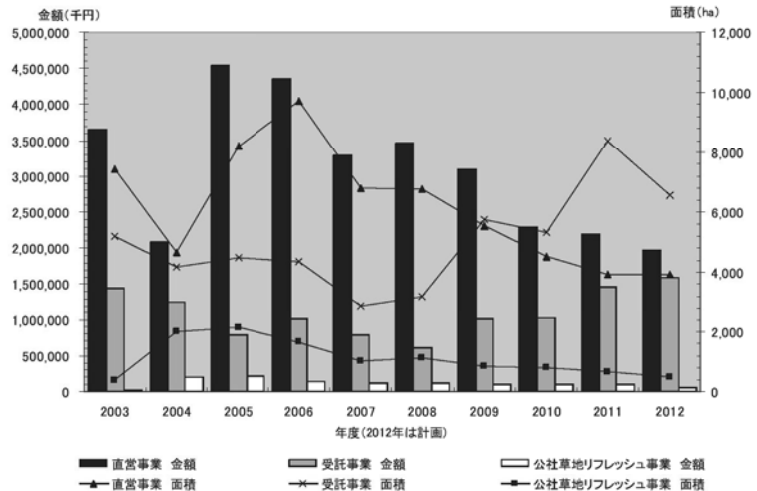
整備項目によって比率は異なりますが、国費・都道府県費による補助と農業者の自己負担を組み合わせたものです。

4) 農用地開発整備事業

草地整備における工程短縮工法を独自に調査研究し、それによる公社のノウハウや施工能力を必要とする地域に対して、公社が開発改良した機械による農用地造成、整備改良（草地更新支援工事・排水対策工法・石礫対策工法等）を行っています。

本事業では二〇一二年四月時点で技術担当職員九二名、クローラートラクター他一五五台、作業機八九二台、公社保有機械特許五件（現在特許出願中二件）を数えています。

具体的な工法としては、土壌にバーク堆肥・貝殻等の疎水材を投入して透水性や作物の生産性の向上を図る工法である「有心材心土改良耕」、堆肥・ワラ等の有機質資材を活用し、生産性の高い土壌に改善する排水対策工法である「カッティングソイラ」、



農用地開発整備事業 (2003-2012年)

効果測定では、子実重一三%増、百粒重三%増、また二〇〇九年に滝上町で行われたてんさいでの効果測定では、一個重六%増、糖量八%増との結果が出ています。

圃場内で石礫を破碎して、作物の初期育成の促進、生産性の向上、品質確保を図る石礫対策工法である「ストーンクラッシュヤー」等があります。特にカッティングソイラは効果が高いとされ、二〇〇八年度豊浦町で行われた小豆（きたのおとめ）に対する



ストーンクラッシャー工法施工の様子



カッティングソイラ工法施工の様子

5) 畜産振興事業

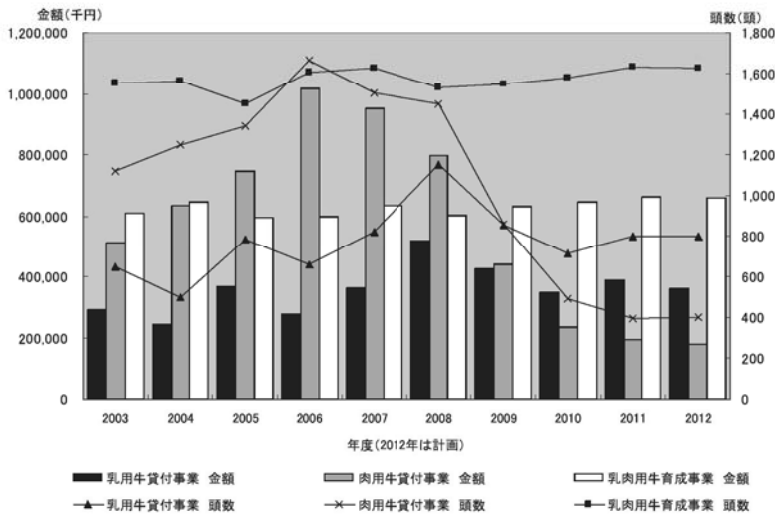
(1) 乳用牛貸付事業

① 一般型

乳用牛の資質向上又は肉用牛の改良増殖および肥育を志向する農業経営者に対し、畜産振興資金を活用した五年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援しています。この資金は公社内部資金によりまかなわれています。

② 農場リース型

公社営農場リース事業で乳用牛を導入する新規就農者に対し、畜産振興資金を活用した5年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援しています。



畜産振興事業 (2003 - 2012年)

(2) 肉用牛貸付事業
① 公社優良肉用牛型

肉用繁殖雌牛の資質向上や増頭を志向する農業経営者に対し、貸付期間六年以内の公社独自制度により、肉用牛の導入や保留対策を支援する事業です。これは二〇一一年度で終了した各種補助事業の補完事業として、非補助型で行われるものです。

(3) 乳肉用牛育成事業

大樹町にある、公社が所有する十勝育成牧場で、高生産性が期待できる乳用牛の育成や肉用牛の生産を行う事業です。



公社が保有する十勝育成牧場(大樹町)

3. おわりに

これまで挙げてきたような諸事業を通じて、公社は北海道農業の維持・発展に貢献しています。特に、農業事業者の高齢化や担い手不足といった課題の多い近年では、従来の圃場・施設・家畜等の整備等といった既存農業者支援を中心とした形態から、新規就農者対策を含めた幅広い形へと、公社事業の範囲は拡大してきています。

農業への新規参入をむずかしくする要因として、経営資源の取得のむずかしさがよく挙げられています。特に土地の取得に関しては条件のよい土地が新規参入者にはなかなか手に入りにくいという問題があり、また資金力、技術力、販売力といった経営能力の面から困難に突き当たる例も多くあります。

こうした「農業への入り口」の時点でのつまずきを少しでも減らし、農村社会の維持発展をめざすことで、近年の国際的な市場開放の動きにも対応した「強い農業づくり」、「持続的な農村づくり」を実現することが現在求められています。この公社事業の拡大は、そのための布石ともいえるでしょう。

取材 一般社団法人 北海道地域農業研究所

専任研究員 經亀 諭